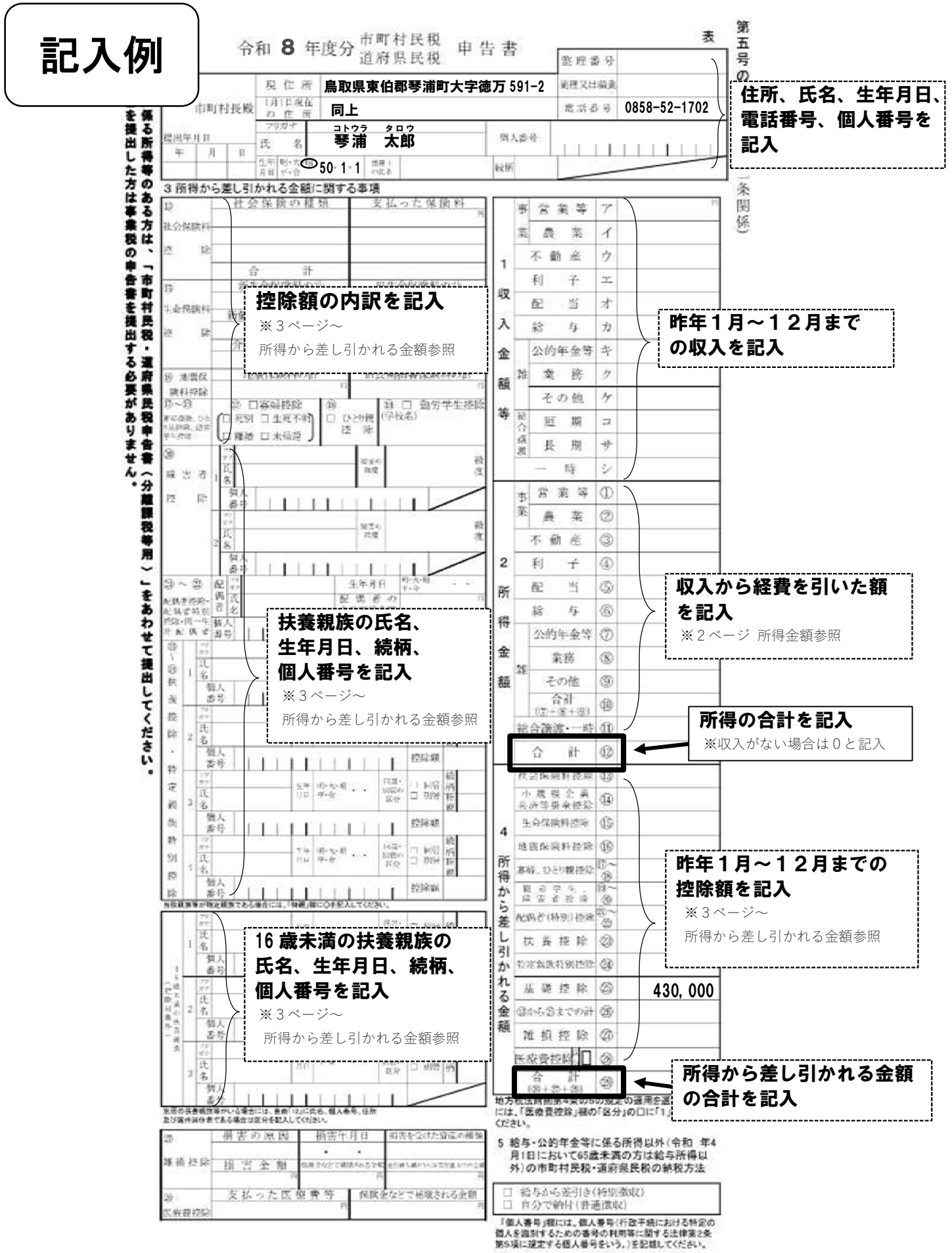
記入例



令和 8 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書 第一表

第五号の一条関係

住所、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入

現住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2
1月1日現在の住所 同上
電話番号 0858-52-1702
フリガナ コトウラ タロウ
氏名 琴浦 太郎
生年月日 50・1・1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除額の内訳を記入
※3ページ～
所得から差し引かれる金額参照

昨年1月～12月までの収入を記入

1 収入金額等
事業 営業等 ア
農業 イ
不動産 ウ
利子 エ
配当 オ
給与 カ
雑 公的年金等 キ
業務 ク
その他 ケ
総合譲渡 短期 コ
長期 サ
一時 シ

2 所得金額
事業 営業等 ①
農業 ②
不動産 ③
利子 ④
配当 ⑤
給与 ⑥
雑 公的年金等 ⑦
業務 ⑧
その他 ⑨
合計 ⑩
総合譲渡・一時 ⑪
合計 ⑫

収入から経費を引いた額を記入
※2ページ 所得金額参照

所得の合計を記入
※収入がない場合は0と記入

4 所得から差し引かれる金額
小規模企業共済等掛金控除 ⑬
生命保険料控除 ⑭
地震保険料控除 ⑮
寡婦、ひとり親控除 ⑯
勤労学生、障害者控除 ⑰～⑱
配偶者(特別)控除 ⑲～⑳
扶養控除 ㉑
特定親族特別控除 ㉒
基礎控除 ㉓ 430,000
㉒から㉓までの計 ㉔
雑損控除 ㉕
医療費控除 ㉖
合計 ㉗

昨年1月～12月までの控除額を記入
※3ページ～
所得から差し引かれる金額参照

所得から差し引かれる金額の合計を記入

扶養親族の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入
※3ページ～
所得から差し引かれる金額参照

16歳未満の扶養親族の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入
※3ページ～
所得から差し引かれる金額参照

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法
□ 給与から差引(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

1　住所・氏名

住　　所 …「現住所」欄に現在の住所を記入してください。「1月1日現在の住所」欄には、令和８年１月１日の住所が現住所と異なる場合に記入してください。
氏　　名 … 必ずカタカナでフリガナを付けてください。
生年月日 … 生年月日を記入してください。
電話番号 … 連絡のとれる番号を記入してください。（携帯番号も可）
個人番号 … 12桁の個人番号を記入してください。

2　所得金額（令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの金額について計算します。）

収入金額 … 所得税や社会保険料を差し引く前の給与､年金､売上金及び賃貸料など、令和７年中に収入を得た金額。
所得金額 … 収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額。

<table>
<tr><td colspan="2">営　業</td><td>製造業、建設業、販売業、飲食業等から生じる所得【所得金額＝収入金額－必要経費】</td></tr>
<tr><td colspan="2">農　業</td><td>農業から生じる所得【所得金額＝収入金額－必要経費】</td></tr>
<tr><td colspan="2">不動産</td><td>貸家、地代等の賃貸料、不動産貸付の権利金等の所得【所得金額＝収入金額－必要経費】</td></tr>
<tr><td colspan="2">利　子</td><td>公社債や預貯金利子、公社債投資信託収益分配金等の所得【所得金額＝収入金額】</td></tr>
<tr><td colspan="2">配　当</td><td>株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得</td></tr>
<tr><td colspan="2">給　与</td><td>給料、賃金、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額です。）
給与所得金額は表で算出してください。※源泉徴収票を添付してください。
<table><tr><th>給与収入金額の合計</th><th>給与所得金額</th></tr><tr><td>0円～650,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>651,000円～1,899,999円</td><td>収入金額－650,000円</td></tr><tr><td>1,900,000円～3,599,999円</td><td>収入金額※×2.8－80,000円</td></tr><tr><td>3,600,000円～6,599,999円</td><td>収入金額※×3.2－440,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円～8,499,999円</td><td>収入金額×0.9－1,100,000円</td></tr><tr><td>8,500,000 円～</td><td>収入金額－1,950,000 円</td></tr></table>表のうち、※印の欄については、次の算式で計算した額を収入金額として計算してください。
収入金額÷４（千円未満端数切捨て）
①、②に当てはまる方は所得金額調整控除を差し引きます。
①給与収入が850万円を超え、特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる方　　控除額＝（給与収入金額－850万円）×10%
②公的年金等の雑所得がある給与所得者で、給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える方
控除額＝｛給与所得の金額（最高10万円）＋公的年金等の雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円)｝－10万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雑</td><td>年　金</td><td>公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給(一時恩給除く)等）による収入。
所得金額は公的年金等の収入金額－公的年金等控除額。　※源泉徴収票を添付してください。
＊遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないで下さい。
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">公的年金等の収入金額（A）</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1000 万円以下</th><th>1000 万円超 2000 万円以下</th><th>2000 万円超</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満</td><td>130 万以下</td><td>60 万円</td><td>50 万円</td><td>40 万円</td></tr><tr><td>130 万円超 410 万円以下</td><td>(A)×25%+27.5 万円</td><td>(A)×25%+17.5 万円</td><td>(A)×25%+7.5 万円</td></tr><tr><td>410 万円超 770 万円以下</td><td>(A)×15%+68.5 万円</td><td>(A)×15%+58.5 万円</td><td>(A)×15%+48.5 万円</td></tr><tr><td>770 万円超 1000 万円以下</td><td>(A)×5%+145.5 万円</td><td>(A)×5%+135.5 万円</td><td>(A)×5%+125.5 万円</td></tr><tr><td>1000 万円超</td><td>195.5 万円</td><td>185.5 万円</td><td>175.5 万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上</td><td>330 万以下</td><td>110 万円</td><td>100 万円</td><td>90 万円</td></tr><tr><td>330 万円超 410 万円以下</td><td>(A)×25%+27.5 万円</td><td>(A)×25%+17.5 万円</td><td>(A)×25%+7.5 万円</td></tr><tr><td>410 万円超 770 万円以下</td><td>(A)×15%+68.5 万円</td><td>(A)×15%+58.5 万円</td><td>(A)×15%+48.5 万円</td></tr><tr><td>770 万円超 1000 万円以下</td><td>(A)×5%+145.5 万円</td><td>(A)×5%+135.5 万円</td><td>(A)×5%+125.5 万円</td></tr><tr><td>1000 万円超</td><td>195.5 万円</td><td>185.5 万円</td><td>175.5 万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金等による所得で、他のいずれにも該当しない所得。</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合譲渡</td><td>土地建物以外の資産の譲渡による所得　短期：取得の日以後保有期間が5年以下　長期：5年を超える
【所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額（短期長期あわせて50万円まで）】</td></tr>
<tr><td colspan="2">一　時</td><td>生命保険満期返戻金等の一時的な所得【所得金額＝（収入金額－必要経費－特別控除額50万円）×1/2】</td></tr>
</table>

3　分離課税の所得

分離譲渡（短期・長期）	土地、建物等の譲渡による所得　短期…譲渡した年の1月1日に保有期間が5年以下 長期…譲渡した年の1月1日に保有期間が5年超
山林所得	山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得
有価証券	株式などの有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当	配当所得は、原則総合課税の対象とされていますが、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式の配当等(一定の大口株主等がうけるものを除きます)については、5%(所得税及び復興特別所得税15.315%)の税率による申告分離課税を選択できます。
先物取引	商品先物取引、有価証券先物取引等又は金融先物取引による事業所得又は雑所得で一定のもの。 （商品先物取引等にかかる雑所得等は、入金額から委託手数料やその他の経費を引いて計算します。）
退職所得	退職に際し、勤務先から受け取る退職金・一時恩給などによる所得

4　所得から差し引かれる金額

**雑　損
控　除**

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等58万円以下）が令和７年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。　※証明書等を添付してください。
①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等×10%）
② 災害関連支出の金額－5万円
} 多い方の金額

**医療費
控　除**

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合。
※領収書等を添付してください。（控除限度額200万円）
控除額＝（支払った医療費－保険金等で補てんされた額）－（10万円又は総所得金額等×5%少ない方の金額）

**社会保険料
控 除**

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和７年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等がある場合。全額対象になります。
※領収書等を提示してください。（国民年金保険料は、証明書等を添付してください。）
※配偶者やその他の親族の、年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は控除対象外となります。

小規模企業共済等掛金控除

あなたが令和７年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等がある場合。全額対象になります。※支払った掛金額の証明書を添付してください。

**生命保険料
控 除**

あなたや配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和７年中に支払った場合。支払った保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けて計算し、合計します。（最高70,000円）
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は、下記の旧契約の表で計算し、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と介護医療保険料は下記の新契約の表で計算します。

旧契約（平成23年12月31日以前締結分）

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000円以下	支払額
15,001円～40,000円	支払額×1/2＋ 7,500円
40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円
70,001円以上	一律　35,000円

新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額
12,001円～32,000円	支払額×1/2＋ 6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円
56,001円以上	一律　28,000円

生命保険料控除計算表

令和７年中に支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分にわけて右記の表で計算し、ニの金額を申告書の生保控除額の欄に記入してください。

一　般	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	①（最高35,000円）円	計（①＋②）	③ 円
	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	②（最高28,000円）円	①と③のいずれか大きい金額	イ（最高28,000円）円
個人年金	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	④（最高35,000円）円	計（④＋⑤）	⑥ 円
	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	⑤（最高28,000円）円	④と⑥のいずれか大きい金額	ロ（最高28,000円）円
介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額			ハ（最高28,000円）円
			生命保険料控除額 計（イ＋ロ＋ハ）	ニ（最高70,000円）円

**地震保険料
控 除**

あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について令和７年中に支払った保険料がある場合。
※証明書を添付してください。
短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて令和７年中に支払った保険料がある場合には、経過措置があります。

＊経過措置の対象となる旧長期損害保険料
①平成18年12月31日までに締結した契約
②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
③平成19年1月1日以後にその本外保険契約等の契約を変更していないもの

	保険料金額	控　除　額
A地震保険料控　除	50,000円以下	支払額×1/2
	50,001円以上	25,000円
B旧長期損害保険料（経過措置に該当）	5,000円以下	支払額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円
	15,001円以上	10,000円
AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計（最高25,000円）

※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一の契約のみに該当します。

本人控除

障害者

あなたが、下記障害者控除欄の①または②に該当する場合。　【①の控除額：26万円、②の控除額：30万円】

寡婦控除

①夫と離婚後再婚していない方で、扶養親族（子以外）があり、合計所得が500万円以下の場合。【控除額：26万円】
②夫と死別後に再婚していない（又は夫の生死が不明な）方で、合計所得が500万円以下の場合。【控除額：26万円】

ひとり親控除

配偶者と死別・離婚した後再婚していない（または配偶者の生死が不明な）方または未婚（事実婚を除く）のひとり親で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がおり、かつ令和７年中の合計所得金額が500万円以下である場合。【控除額：30万円】

勤労学生控除

学生・生徒で令和７年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。
※学生証等の証明書の添付が必要です。（郵送時はコピーを添付）　【控除額：26万円】

**障害者
控　除**

あなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。※手帳の提示が必要です。
①その他障害（身体障害者手帳3～6級、療育手帳Ｂ級、精神障害者保健福祉手帳2級以下等）　【控除額26万円】
②特別障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ａ級、精神障害者保健福祉手帳１級等）　【控除額30万円】
③特別障害同居（上記②のうち、あなたや親族と同居している）　【控除額53万円】

配偶者控除

あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和７年中の合計所得金額が58万円以下の場合。（他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）

あなたの合計所得	昭和31年1月2日以後に生まれた方（70歳未満）	昭和31年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）
900万円以下	33万円	38万円
900万円超～950万円以下	22万円	26万円
950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円

※障害者に該当する場合は、３ページの障害者控除の欄を参照。

配偶者特別控除

あなたの令和７年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が下の表に当てはまる場合。（他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
58万円超 ～ 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 ～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 ～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 ～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 ～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 ～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 ～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 ～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 ～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円

＊所得金額の計算

配偶者の収入が給与の方は
→２ページの給与所得欄の給与所得額計算表

配偶者の収入が年金の方は
→２ページの公的年金等の所得金額計算表

＊配偶者控除と重複してこの控除は受けられません。

扶養控除

生計を一にする親族のうち、令和７年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合。（他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く）

区　分	控除額	該　当　者
一　般	33万円	平成22年1月1日以前に生まれた方で、下記に該当する方を除く
特　定	45万円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方
老　人	38万円	昭和31年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）
同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方

※障害者に該当する場合は、３ページの障害者控除の欄を参照。

特定親族特別控除

あなたと生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で、合計所得金額が下の表に当てはまる場合。（他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 ～ 95万円以下	45万円
95万円超 ～ 100万円以下	41万円
100万円超 ～ 105万円以下	31万円
105万円超 ～ 110万円以下	21万円
110万円超 ～ 115万円以下	11万円
115万円超 ～ 120万円以下	6万円
120万円超 ～ 123万円以下	3万円

16歳未満の扶養親族

生計を一にする親族のうち、平成22年1月2日以後に生まれた方で、令和７年中の合計所得金額が58万円以下の場合。（他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）

※16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。（障害者控除については３ページを参照。）

5　寄附金に関する事項

あなたが令和７年中に、次の団体等へ2,000円を超える寄附をした場合、それぞれへの寄附金額と寄附先の名称を記載して、領収書等を添付してください。

・都道府県、市区町村　　・鳥取県共同募金会　　・日本赤十字社鳥取県支部　　・鳥取県または琴浦町が条例に指定した団体など

6　専従者

事業専従者の条件は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和７年中に6ケ月を越える期間専ら従事していた者に限られます。事業所得金額から次の①・②のいずれか少ない方の金額を控除できます。

①配偶者は86万円、その他の親族は一人につき50万円

②事業所得の金額（事業専従者控除前の金額）÷（専従者の数＋１）

この申告書の書き方は一般的な事柄について説明していますので、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

問合せ先：琴浦町役場 税務課 課税係　　電話：０８５８－５２－１７０２